

“救済法”の実施を

橋本市長、要望に上京

橋本水俣市長は四日午前九時五十分熊本空港発、全日空機で上京、同日午後、園田厚相と会い、水俣病問題の政治結論に対するお礼と、園田厚相が先に現地を訪れた際、現地で大臣決裁した市の要望事項の早期実施を改めて要望する。

市が要望している事項は①公害医療救済法の制定を早急に実現し公害医療費用について、国および

企業が全額負担してほしい②水俣病の重症患者一人に対して各一人の付き添い看護人を配置してほしい③水俣病患者に対しては心身障害者程度の等級表を別に定めてほしい④水俣病患者には生活困窮者が多く、生活のため病苦をおして働いているものもいるので公害医療手当を支給してほしい⑤水俣病患者の子どもたちを教育する特殊学級教室の設置に要する費用を

全額国庫負担にしてほしいの五項目。

この要望事項については園田厚相が九月二十三日、水俣を訪れた際、現地で大臣決裁を行ない、現在厚生省で具体策について検討中で橋本市長は早急な実施を要望することになっている。

橋本市長は四日午前中、園田厚相と補償問題などについて陳情する水俣病患者家庭互助会の一行とは別行動をとり、九日午後三時五十分熊本空港経由、水俣に帰る。